

# 財団法人都道府県会館寄附行為

制 定	昭和23. 9. 1	
変更認可	昭和27. 1. 26	昭和34. 9. 12
	昭和35. 4. 21	昭和40. 7. 13
	昭和45. 11. 18	昭和46. 7. 1
	昭和54. 3. 2	昭和54. 8. 14
	平成 8. 1. 16	平成10. 9. 10
	平成11. 1. 28	平成16. 7. 13
	平成23. 7. 28	

## 第1章 総 則

(名称および事務所)

第1条 本会は、財団法人都道府県会館と称し、事務所を東京都千代田区平河町二丁目6番3号におく。

(目的)

第2条 本会は、都道府県有財産の損害に対する相互救済および自然災害による被災者の生活再建の支援ならびに都道府県会館(以下「会館」という。)の経営等に関する事業を行い、地方自治の円滑なる運営と進展および住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 地方自治法第263条の2の規定による都道府県有財産の損害に対する相互救済事業およびこれに附帯する事業
- 二 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援事業およびこれに附帯する事業
- 三 会館の経営
- 四 地方自治に関する研究、調査、資料の収集、編集および刊行
- 五 講習会、講演会、研究会等の開催
- 六 その他必要な事業

## 第2章 資産および会計

(資産の種別)

第4条 資産は、基本財産、被災者生活再建支援基金および運用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 財産目録中基本財産の部に登載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 総会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 被災者生活再建支援基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 前条第二号に掲げる事業の運営のために都道府県から拠出された財産
- 二 被災者生活再建支援基金の運用によって生じた利子その他の収入金
- 三 総会で被災者生活再建支援基金に繰入れることを議決した財産

4 運用財産は、基本財産および被災者生活再建支援基金以外の財産とする。

(資産の構成)

第5条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 基本財産
- 二 被災者生活再建支援基金
- 三 寄附金
- 四 事業に伴う収入

## 五 会員の分担金

## 六 その他の収入

(基本財産等の処分の制限)

第6条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由により、会員3分の2以上出席した総会で、その3分の2以上の議決を得たときはこの限りでない。

2 被災者生活再建支援基金は、第3条第二号に掲げる事業を行う場合を除きこれを処分し、またはこれを担保に供することができない。

3 第1項ただし書の規定により基本財産を処分し、または担保に供する場合にあつては、内閣総理大臣および総務大臣の認可を受けなければならない。

(経費の支弁)

第7条 本会の経費は、運用財産をもってこれにあてる。ただし、第3条第二号に掲げる事業に係る経費は、被災者生活再建支援基金をもってこれにあてる。

(会計の設置)

第8条 本会に、災害共済事業会計、機械損害共済事業会計、被災者生活再建支援事業会計および会館管理事業会計を設置する。

2 災害共済事業会計および機械損害共済事業会計は、都道府県有財産につき、災害共済事業運営規約の定める区分により、それぞれ第3条第一号に掲げる事業の会計を経理する。

3 被災者生活再建支援事業会計は、第3条第二号に掲げる事業の会計を経理する。

4 会館管理事業会計は、第3条第三号に掲げる事業その他の事業の会計を経理する。

(事業計画および収支予算)

第9条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て、内閣総理大臣および総務大臣に届け出なければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

(暫定収支予算)

第10条 やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第11条 本会の事業報告および収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、その会計年度終了後3月以内に内閣総理大臣および総務大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第12条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、会員3分の2以上出席した総会で、その3分の2以上の議決を得なければならない。

2 前項の規定に基づき資金の借入れを議決したときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣および総務大臣に届け出るものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第3章 会員および役員

(会員)

第14条 都道府県知事は、本会の会員とする。

(役員)

第15条 本会に、役員として、理事10人以上16人以内および監事3人以内をおく。

2 理事のうち、1人を理事長、1人を常任理事とする。

(選任等)

第16条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、互選により、理事長および常任理事を選任する。
- 3 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長は、会務を総理し、本会を代表する。

理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名した理事が理事長の職務を代理する。

- 2 常任理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。
- 3 監事は、民法第59条に規定された職務を行う。

(任期)

第18条 役員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

(招集および議長)

第19条 総会は、毎年2回これを開く。

- 2 次の各号の一に該当する場合は、臨時総会を開くことができる。
  - 一 理事会において必要があると認めたとき
  - 二 会員5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
  - 三 第17条第3項の規定に基づき監事から招集の請求があったとき
- 3 総会は、理事長が招集する。
- 4 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的である事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。
- 5 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数および表決)

第20条 総会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会員3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第21条 総会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 基本財産の処分または担保に関する事。
- 二 長期借入金に関する事。
- 三 理事および監事の選任に関する事。
- 四 寄附行為の変更に関する事。
- 五 解散および残余財産の処分に関する事。
- 六 災害共済事業運営規約に関する事。
- 七 被災者生活再建支援事業業務規程に関する事。
- 八 重要な資産の取得、管理および処分に関する事。
- 九 前各号のほか、理事長が必要と認めた事。

(書面表決等)

第22条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または当該会員の指名する者を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席会員のなかから、その会議において議長が指名した議事録署名人2人が議長とともに署名しなければならない。

## 第5章 理事会

(招集および議長)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。
- 4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数および表決)

第25条 理事会は、理事3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 理事長は、軽易な事項または急施を要する事項については、書面によって賛否を求め、会議にかえることができる。

(理事会の議決事項)

第26条 理事会において議決すべき事項は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 総会に提出すべき議案に関すること。
  - 二 会務の執行に関すること。
  - 三 事業計画および収支予算を定めること。
  - 四 事業報告および収支決算を認定すること。
  - 五 災害共済業務規程に関すること。
  - 六 被災者生活再建支援事業業務細則に関すること。
  - 七 総会の委任に係る事項の議決に関すること。
  - 八 総会の議決すべき事項であって、臨時急施を要すると認める事項を総会にかわって議決すること。
- 2 前項第三号、第四号および第八号にかかる議決事項は、次の総会においてこれを報告しなければならない。

(書面表決)

第27条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の場合における第25条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において議長が指名した議事録署名人2人が議長とともに署名しなければならない。

## 第6章 運営委員会

(運営委員会の設置等)

第29条 本会に、被災者生活再建支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）をおく。

- 2 運営委員会は、委員7人以上11人以内で組織する。
- 3 委員は、都道府県知事の全国的連合組織から推薦のあった都道府県知事に理事長が委嘱する。
- 4 委員の互選により、委員長を選任する。

(任期)

第30条 委員の任期は、4年とする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第31条 運営委員会において審議すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 被災者生活再建支援事業業務規程および被災者生活再建支援事業業務細則に関すること。
- 二 第3条第二号に掲げる事業に係る事業計画および収支予算に関すること。
- 三 第3条第二号に掲げる事業に係る事業報告および収支決算に関すること。
- 四 前各号のほか、理事長が必要と認めたこと。

2 運営委員会は、第3条第二号に掲げる事業の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて審議し、または理事長に意見を述べることができる。

(委任)

第32条 運営委員会の運営に必要な事項は、この寄附行為および被災者生活再建支援事業業務規程に定めるもののほか、理事長が別に定める。

## 第7章 事務局

(事務局の設置等)

第33条 本会に、事務局をおく。

- 2 事務局に職員をおき、理事長がこれを任免する。
- 3 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、会員3分の2以上出席した総会で、その3分の2以上の議決を得て、内閣総理大臣および総務大臣の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第35条 本会は、民法第68条第1項第二号から第四号までの規定によるほか、会員4分の3以上出席した総会で、その3分の2以上の議決を得て、内閣総理大臣および総務大臣の許可を受けなければ解散することができない。

- 2 本会の解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、内閣総理大臣および総務大臣の許可を受け、類似の目的のためにこれを処分する。

## 第9章 雑則

(委任)

第36条 この寄附行為施行に必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、昭和46年7月1日から施行する。
- 2 改正前の寄附行為にもとづき、総会ならびに理事会において議決された規定は、次の各号の規定を除くほか、この寄附行為により制定されたものとみなす。
  - 一 財団法人都道府県会館都道府県有物件災害共済規約
  - 二 財団法人都道府県会館会務規則
- 3 改正前の寄附行為第三条第二項の規定にもとづく相互救済事業は、この寄附行為第3条第一号の規定にもとづく相互救済事業とみなす。
- 4 設立の当初における役員の名、住所は、次のとおりとする。

(役員の名、住所略)

### 附 則

この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、昭和54年8月14日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成8年1月16日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成10年9月10日）から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に役員である者は、この寄附行為による変更後の寄附行為第16条第1項および第2項の規定により選任されたものとみなし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成11年5月22日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、次項に定める場合を除き、本会が、被災者生活再建支援法第6条の規定にもとづき被災者生活再建支援基金として指定を受けた日（平成11年2月8日）から施行する。
- 2 この寄附行為による変更後の寄附行為第1条の規定は、前項の規定にかかわらず、事務所を移転した日として理事長が別に定める日（平成11年3月1日）から施行する。
- 3 この寄附行為による変更後の寄附行為第29条の規定により就任した運営委員会委員の任期は、第30条第1項の規定にかかわらず、平成11年5月22日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成23年7月28日）から施行する。